

「令和3年度障害者地域スポーツ支援ボランティア」

【実施要項】

- 1 目的 身近な地域で障害がある人と共にスポーツに取り組める人材を育てていき、各地域単位で気軽にスポーツ活動ができる環境を整えていくことで、県内の障害者のスポーツの普及を図っていくことを目的とします。
- 2 期間 令和3年9月1日～令和4年3月31日まで
- 3 場所 広島県内（7地区拠点派遣および職員地域派遣依頼先）※広島市を除く
- 4 内容 令和3年度広島県内7地区拠点派遣事業（おりづる出前教室）および職員地域派遣事業（スポーツ事業）実施の際、「障害者地域スポーツ支援ボランティア」登録者に協力依頼を行い、各登録者の活動可能日にスポーツ交流センター職員とともに派遣し、活動のサポートを担ってもらう。
- 5 養成研修 障害者地域スポーツ支援ボランティアに登録するためには、スポーツ交流センターが行う養成研修を受講することを必修とする。
また、養成研修修了後、事業実施の際に順守すべき事柄を記した「活動要項(別紙1)」に同意した者を「障害者地域スポーツ支援ボランティア」として認定する。
- 6 協力調整 養成研修終了後に登録者には「派遣確認表」を配布し、可能日（派遣先別）を記入し返信してもらう。
各派遣先の支援担当者が「派遣確認表」を基に登録者に連絡を取り、内容・役割伝達を行い決定とする。

7 派遣概要

内容	場所	項目
派遣前		・支援準備（打ち合わせ）※TEL、メールにて
職員派遣先へ出発	おりづる	・荷物搬入 ・公用車にて出発（職員）
派遣先到着 （現地待ち合わせ）	派遣会場	・ボランティア合流 ・荷物搬入
打ち合わせ		・実際の会場や対象者を確認し細かい部分の打ち合わせを行う。
派遣実施		・進行は職員が行い、ボランティアは補助の役割
派遣終了後		・荷物搬出 ・ボランティアと振り返り ・ボランティア帰宅、職員帰館
おりづる到着	1Fロビー	・荷物搬入（職員のみ）

8 傷害保険

登録者は全員スポーツ安全保険に加入する。

9 その他

- ・派遣先の都合により急遽中止および実施時間、内容は変更になる場合は速やかにボランティアへ連絡を行う。
- ・ボランティアが急な都合で協力できなくなった場合は、必ず担当者に連絡するようあらかじめ伝えておく。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、派遣当日はセンターの定めた体調チェック基準に従い、あらかじめ自己チェックを実施しておく。
- ・3密を回避するため、派遣時は原則派遣先（現地）集合とする。